

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した土地区画整理法（以下「法」という。）41条1項、2項及び〇〇土地区画整理事業定款（〇〇土地区画整理組合）（以下「本件定款」という。）〇条の規定に基づく土地区画整理事業賦課金に係る督促処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇土地区画整理組合（以下「処分庁」という。）（代表者 理事長〇〇）が、請求人に対し、平成23年10月24日付けの賦課金額通知書により通知した賦課金（以下「本件賦課金」という。）について、納付期限までに納付されていないとして、処分庁（代表者 代表清算人〇〇）が、請求人に対し、平成28年12月15日付けで行った法41条1項、2項及び本件定款〇条の規定に基づく本件賦課金に係る督促処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

〇〇土地区画整理組合の設立そのものが無効と思料する。〇〇土地区画整理組合の総会、役員会、総代会は全て無効ないし決議不存在と思料する。清算人代表者〇〇は借地権が不存在で組合員で

あることを争う。請求人の土地は、土地区画整理事業の対象となっておらず、賦課金納付の理由がない。不正に徴収された賦課金については、速やかに利息を付して返還すべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年月日	審議経過
平成30年 4月25日	諮問
平成30年 6月14日	審議（第22回第1部会）
平成30年 7月17日	審議（第23回第1部会）
平成30年 8月20日	審議（第24回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 組合の設立、組合の解散及び清算人

法14条1項によれば、土地区画整理事業の実施を目的とする者は（中略）定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならないとされ、特別区においては、条例2条表九イ(6)及び(11)により、土地区画整理事業の実施する土地区画整理事業（事業の規模が5ヘクタール以上のものを除く。）に関する事務のうち、法14条1項及び2項の規定による組合の設立の認可及び法45条2項の規定による組合の解散

の認可は特別区が処理することとされる。

また、土地区画整理法施行規則 1 条 2 項によれば、法 14 条 1 項に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならないとされ、同規則 2 条 4 項によれば、法 14 条 1 項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならないとされ、施行地区となるべき区域内の宅地の所有者若しくはその区域内の宅地について借地権を有する者であることを証する書類等必要な書類が列挙されている。

組合の解散と清算人について、法 45 条 1 項によれば、組合は、同項 1 号から 6 号に掲げる事由に因り解散し、同条 2 項によれば、組合は同条 1 項 2 号から 4 号までの一に掲げる事由により解散しようとする場合においては、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならないとされ、法 45 条の 2 によれば、解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなすとされる。

さらに、法 46 条によれば、組合が法 45 条 1 号から 4 号までのいずれかに掲げる事由により解散した場合においては、理事がその清算人となるとされ、また、法 46 条の 4 第 1 項によれば、清算人の職務には、現務の結了及び債権の取立て等があり、同条 2 項によれば、清算人は、同条 1 項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができるとされる。

(2) 賦課金の徴収

法 40 条 1 項によれば、組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができるとされる。法 31 条 7 号によれば、賦課金の額及び賦課徴収方法につき、総会の議決を経なければならぬとされるところ、本件定款〇条によれば、賦課金は、あらかじめ総代会の議決を経て定める賦課金徴収規程に基づいて徴収する

ものとされる。

(3) 賦課金の督促及び督促手数料

法41条1項によれば、組合は、賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納する者がある場合においては、督促状を発して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができるとき、同条2項によれば、組合は、同条1項の督促をする場合においては、定款で定めるところにより、督促手数料を徴収することができるとされる。

これを受け、本件定款〇条は、賦課金を督促した場合には、督促1回毎に郵便法21条2項に規定する定形郵便物で、原則として最小重量までのものに相当する額の督促手数料を徴収することを定める。そして、郵便法21条2項によれば、郵便葉書は、日本郵便株式会社が郵便約款でその規格及び様式を定めてこれを発行するとされ、内国郵便約款20条によれば、郵便葉書は通常葉書及び往復葉書とされ、本件処分時点の同約款の料金表（第2表・第2・1）によれば、通常葉書の料金額は52円とされる。

2 これを本件についてみると、処分庁は、平成〇年〇月〇日に設立の認可を〇〇区長から受け、平成〇年〇月〇日には同区長から解散の認可を受け、以後、清算の目的の範囲内において存続するものとみなされていたところ、処分庁（代表者 理事長〇〇）が、請求人に対し、平成23年10月24日付け賦課金額通知書（第3回）により通知した本件賦課金が納付されていないとして、処分庁（代表者 代表清算人〇〇）が、平成28年12月15日付けで、請求人に対し、法41条1項、2項及び本件定款〇条に基づき、賦課金元金7,255円に督促手数料として52円を加算した合計7,307円を、指定期限とした平成29年1月20日までに納付するよう督促する旨の本件処分通知書を送付したことが認められる。

そして、同督促手数料は、法41条1項を受けて定められた本件

定款〇条にいう郵便法 21 条 2 項に規定する定形郵便物で原則として最小重量までのものに相当する額である 52 円を徴収することとしたものであることが認められる。

したがって、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則って適切になされたものと認められ、その手続き及び内容について違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第 3）のとおり、賦課金納付の理由がない、不正に徴収された賦課金については返還すべき旨主張し、これらのことから、本件賦課金決定処分の違法を理由に本件処分の取消しを求めるものとも解される。しかし、賦課処分と督促処分とは、それぞれ目的及び効果を異にする別個の手続による行政処分であり、前者の違法性は後者に承継されず、したがって、仮に前者に瑕疵があったとしても、当該賦課処分が当然無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、督促処分の効力に影響を及ぼすものではないと解されており（最高裁判所平成 6 年 9 月 13 日判決・税務訴訟資料 205 号 405 頁）、法の規定に基づく賦課金の決定とその督促処分においても同様であると解されるから、本件賦課金決定処分についての不服は本件処分の適否を左右するものではなく、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、清算人代表者〇〇は借地権が不存在で組合員であることを争うと主張しているところ、これを本件処分に当たって同人が処分庁を代表する資格を欠く点で本件処分を違法とすべき理由があるとの主張と解したとしても、処分庁の監督官庁である〇〇 区長が代表清算人にかかる証明をしている事実があり、一方、これに反する事実があることを推測させる資料は何ら提出されていないことから、かかる主張を採用することはできない。

請求人は、このほか、組合の設立が無効である等主張する。

しかしながら、〇〇組合は、上記 1 ・(1) の法令等の規定に従って

設立の認可を〇〇区長から受けていると認められるところ（上記2）、請求人からはこれを覆す積極的な主張、証拠の提出がないことから請求人の主張を採用することはできない。

よって、本件処分が、有効に存在している本件賦課金決定処分を前提に、法令等の定めに則って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）